

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱

制 定 令和2年2月13日局長決
最近改正 令和7年12月26日職員課長決

(趣旨)

第1条 この要綱は大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号。以下「規程」という。）に基づき、大阪市水道局（以下「局」という。）の会計年度任用職員の給与に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程の例による。

(職務区分等)

第3条 規程第5条第2項に規定する局長が定める区分とは、次の各号に掲げる職務に応じ、当該各号に定める区分とする。

(1) 定型的な業務を行う職務であって採用後5年程度で得ることができる知識経験を活用する職務 1 A

(2) 定型的な業務を行う職務であって採用後10年程度で得ることができる知識経験を活用する困難な職務 1 B

(3) 定型的な業務を行う職務であって採用後15年程度で得ることができる知識経験を活用する特に困難な職務 1 C

2 会計年度任用職員の職務のうち次の各号に掲げる職務については、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第5条第2項第1号に規定する水道局企業職給料表(1)2級の職務に相当するものとし、当該各号のとおり区分する。

(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う業務であって採用後10年程度で得ることができる知識経験を活用する職務 2 A

(2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う業務であって採用後15年程度で得ることができる知識経験を活用する職務 2 B

(給料の支給方法)

第4条 給料の支給方法については、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定める区分によるものとする。

(1) 週の勤務時間が定まっている職 月額

(2) 日によって勤務時間が異なる場合であっても給料の減額を行わない職 日額

(職の設置)

第5条 局における会計年度任用職員の職は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料の額の範囲)

第6条 規程第5条第5項又は第6項の規定に基づき算定する給料の額（会計年度任用短時間勤務職員が新たに会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）となつたとしたならば規程第5条第3項の規定の適用を受ける場合におけるその者の給料の額を除く。）の範囲については、別表第2に定めるところによる。ただし、週の勤務時間が30時間以外の時間である場合は、同表の号給欄に掲げる号給を基準として週の勤務時間に応じて個別に定めるものとする。

2 規程第5条第7項の規定に基づき算定する第3条第2項に規定する職務に従事する者（その職種が技能職員である者を除く。）の給料の額の範囲については、別表第3に定めるところによる。ただし、週の勤務時間が30時間以外の時間である場合は、同表の号給欄に掲げる号給を基準として週の勤務時間に応じて個別に定めるものとする。

3 前2項の規定により難い場合は、局長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(給料の額の決定)

第7条 会計年度任用職員の給料の額の算定にあたっては、その者の採用のための競争試験又は選考の基準となった学歴は、高校卒（大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号。以下「職務の級基準等規程」という。）第2条第7号に定めるものをいう。）であるものとして取り扱う。

2 常勤職員等の業務の補助作業に従事する会計年度任用短時間勤務職員の給料の額は、その者が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなる給与規程第5条第2項に規定する給料表（以下「給料表」という。）1級1号給に相当する額をもとに、第4条各号に定める区分に応じ、規程第5条第5項又は第6項の規定に準じて算定した額とする。

3 会計年度任用短時間勤務職員が第3条第2項各号に掲げる職務に従事する場合（次項に規定する場合を除く。）において、規程第5条第7項の規定の適用により決定するその者の給料の額は、その者が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなる号給（その号給が別表第3に定める最高号給を超える場合にあっては、最高号給）の額に相当する額をもとに、第4条各号に定める区分に応じ、規程第5条第5項又は第6項の規定に準じて算定した額とする。この場合において、その者が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなる職務の級基準等規程別表第2の初任給欄に掲げる職務の級が2級であるものとみなして、職務の級基準等規程第7条第2項に規定する方法に準じて号数の加算を行うことができるものとする。

4 会計年度任用短時間勤務職員（第2項に規定する者を除く。）の任用期間が満了した場

合において、その者が任用期間の満了の日又はその翌日に再び同一の職に任用された場合の給料の額は、当該任用期間満了の日に受けている給料の額の算定の基礎となった給与規程第5条第2項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の号給に12月につき4号給を基礎として職務の級基準等規程第20条第5項の規定に準じて算定した号給数を加えた号給（その号給が、その者の最初の任用（同一の職に継続して任用期間の満了の日又はその翌日に再び任用されている場合において、初めて行われた当該職への任用をいう。）における給料の額について適用された別表第2又は別表第3に定める最高号給を超える場合にあっては、最高号給）に相当する額をもとに、第4条各号に定める区分に応じ、規程第5条第5項又は第6項の規定に準じて算定した額とする。

5 前項に規定する同一の職とは、任用期間の満了前に就いていた職の職務内容と別表第1の職務内容欄に掲げるものが同一であるもの（勤務時間が異なるものを含む。）をいう。ただし、別表第1の職務内容欄に掲げる職務内容が同一でないものであっても、局長が特に必要と認める場合は、同一の職とみなす。

（号給早見表）

第8条 前条第3項の規定の適用により得られる会計年度任用職員の給料の額の算定の基礎となる給料表の号給の早見表は別表第4のとおりである。

（期末手当及び勤勉手当の支給基準）

第9条 規程第11条第2項に規定する局長が定める職員とは、次の各号に定める職員とする。

(1) 任期が6月末満の職員（上半期に実施される事業等に関する業務その他の局長が定める業務に従事するため前年度から引き続き任用されている場合であって、前年度と通算して6月以上の任期を有することが当初から明らかである職員を除く。）

(2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の職に就く職員（月額による給料を受ける職員であって、その者が就く職の職務内容が別表第1の職務内容欄に掲げるものと同じで、15時間30分以上の勤務時間の設定がなされたものがあるものを除く。）

2 規程第11条第2項に規定する局長が定める欠勤とは、大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の運用に関する要綱第3条第7項に規定する欠勤とする。

3 規程第11条第2項に規定する局長が定める割合とは、別表第5に定める割合とする。

（通勤手当）

第10条 規程第11条第1項の規定により会計年度任用職員に通勤手当を支給する場合において、通勤手当支給要綱（昭和42年1月16日決裁）第6条第2項中「同法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用さ

れた職員（以下「任期付職員等」という。）とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）と、同要綱第8条及び第12条第1項並びに通勤手当支給要綱の運用要領（昭和42年1月16日決裁。以下「通勤手当運用要領」という。）第3第1項第4号及び第5号中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、通勤手当支給要綱第13条の2中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と、通勤手当運用要領第1第6項中「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）の任期の更新」とあるのは、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用期間が満了した場合において、その者が任用期間の満了の日又はその翌日に再び同一の職に任用された場合」と、同規定第4第3項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員又は高齢者部分休業をしている職員」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月29日職員課長決）

この改正規定は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年1月4日職員課長決）

1 この改正規定は、令和5年1月4日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正規定（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の大都市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱により行う会計年度任用職員の任用のための手続きその他この改正規定を施行するため必要な準備行為は、この改正規定の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年3月30日職員課長決）

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日職員課長決）

1 この改正規定は、令和5年12月1日から施行する。

2 この改正規定（別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（「別表第2」を「別表第2（第6条関係）」に改める部分に限る。）、別表第3の改正規定（「別表第3」を「別表第3（第6条関係）」に改める部分に限る。）及び別表第4の改正規定を除く。）による改正後の大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日職員課長決）

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日職員課長決）

（施行期日等）

1 この改正規定は、令和6年12月1日から施行し、この改正規定による改正後の大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)

2 この改正規定による改正前の大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱に基づいて適用日から附則第1項に規定する施行の日の前日までの間に会計年度任用職員に支払われた給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

3 この附則に定めるもののほか、この改正規定の施行に伴う清算その他必要な事項は、大阪市水道局長が定める。

附 則（令和7年11月28日局長決）

（施行期日等）

1 この改正規定は、令和7年12月1日から施行し、この改正規定（別表第1の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

2 この改正規定による改正前の大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する要綱に基づいて適用日からこの改正規定の施行の日の前日までの間に会計年度任用職員に支払われた給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

3 この附則に定めるもののほか、この改正規定の施行に伴う清算その他必要な事項は、大阪市水道局長が定める。

附 則（令和7年12月26日職員課長決）

この改正規定は、令和8年1月5日から施行する。

別表第1（第5条関係）

会計年度任用職員の職

職名	職務内容	勤務時間	給料表	職種	勤務形態	支給方法	区分
総務部総務課 調査役	不当要求行為等に関する相談、指導及び職員研修並びにその他監視、調査等に関する業務	1週間あたり 30時間	水道局企業職 給料表(1)	事務職員	パート タイム	月額	2 B
定型定常業務 従事者	定型的及び定常的な業務	1週間あたり 30時間	水道局企業職 給料表(1)	事務職員 技術職員	パート タイム	月額	1 A
業務補助員 I	定型的及び定常的な業務の補助	1日あたり 7時間30分	水道局企業職 給料表(1)	事務職員	パート タイム	日額	—
業務補助員 II	定型的及び定常的な業務の補助	1日あたり 6時間	水道局企業職 給料表(1)	事務職員	パート タイム	日額	—

備考

- (1) 給料表欄に掲げる給料表は、会計年度任用職員が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなるものをいう。
- (2) 勤務形態欄に掲げる区分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を「パートタイム」とし、会計年度任用職員のうち同号に掲げる職員以外の者を「フルタイム」とする。

別表第2（第6条関係）

基準給料表（一般）

給料表	職種	区分	最低号給		最高号給	
			号給	給料月額	号給	給料月額
水道局企業職 給料表(1)	事務職員、技術職員	1 A	11	152,100	27	169,500
		1 B			47	191,700
		1 C			67	205,200
水道局企業職 給料表(2)	技能職員	1 A	19	150,900	35	165,300
		1 B			55	178,600
		1 C			75	191,100

備考

- (1) 給料表欄に掲げる給料表は、会計年度任用職員が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなるものをいう。
- (2) 号給欄に掲げる数の単位は号給、給料欄に掲げる額の単位は円とする。
- (3) 給料は、週の勤務時間が30時間である場合の額とする。
- (4) 日額による給料を受ける会計年度任用職員の給料の額は、規程第5条第6項の規定により算定する。

別表第3（第6条関係）

基準給料表（給料表2級の職務相当）

給料表	職種	区分	最低号給		最高号給	
			号給	給料月額	号給	給料月額
水道局企業職 給料表(1)	事務職員、技術職員	2 A	11	180, 200	27	201, 400
		2 B			47	225, 100

備考

- (1) 給料表欄に掲げる給料表は、会計年度任用職員が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなるものをいう。
- (2) 号給欄に掲げる数の単位は号給、給料欄に掲げる額の単位は円とする。
- (3) 給料は、週の勤務時間が30時間である場合の額とする。
- (4) 日額による給料を受ける会計年度任用職員の給料の額は、規程第5条第6項の規定により算定する。

別表第4（第8条関係）

外部経歴期間別号給早見表

外部経歴期間	職種	
	事務職員、技術職員	
	区分別号給	
	2 A	2 B
12月以下	～62月	11号給
63月	～65月	12号給
66月	～68月	13号給
69月	～71月	14号給
72月	～74月	15号給
75月	～77月	16号給
78月	～80月	17号給
81月	～83月	18号給
84月	～86月	19号給
87月	～89月	20号給
90月	～92月	21号給
93月	～95月	22号給
96月	～98月	23号給
99月	～101月	24号給
102月	～104月	25号給
105月	～107月	26号給
108月	～110月	27号給
111月	～113月	28号給
114月	～116月	29号給
117月	～119月	30号給
120月	～124月	31号給
125月	～128月	32号給
129月	～133月	33号給
134月	～137月	34号給
138月	～142月	35号給
143月	～146月	36号給
147月	～151月	37号給
152月	～155月	38号給
156月	～160月	39号給
161月	～164月	40号給
165月	～169月	41号給
170月	～173月	42号給
174月	～178月	43号給
179月	～182月	44号給
183月	～187月	45号給
188月	～191月	46号給
192月以上		47号給

備考

- (1) 外部経歴期間欄に掲げる月数は、初任給昇給規程別表第2に規定する基準に従い算出した月数とする。
- (2) 区分別号給欄に掲げる号給は、外部経歴期間から60月を減じて得た月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあっては4.5月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を11号給に加えて算出する。

別表第5（第9条関係）

支給割合表

欠勤の日数及び懲戒処分の種類	割合
下記に該当しない場合であって、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（以下「評価対象期間」という。）において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する戒告若しくは減給の処分があった場合又は1日以上の欠勤があった場合	大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市水道事業管理規程第17号）別表第6の職員に相当する区分に応じて、第5区分欄に掲げる割合のうち、高い割合
評価対象期間において、法29条第1項に規定する停職の処分があった場合又は3日以上の欠勤があった場合	大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程別表第6の職員に相当する区分に応じて、第5区分欄に掲げる割合のうち、低い割合